

第 1 章

調査研究概要

1-1 調査研究概要

(1) 農業法人（米作・米作以外の穀作農業）選定の経過

平成21年度に取り組む本調査研究の業種選定にあたっては、平成20年度に有識者からなる生涯職業能力開発体系調査研究会において検討を行った。その結果、日本標準産業分類の中分類の業種にこだわらず、小分類レベルでの業種も対象とし、日本版デュアルシステム、実践型人材養成システム等や人材育成研究会に取り組む企業など、企業内における能力開発の計画や実施が活発化している業界団体、および今後法人企業の増加に伴って就業人口が増加すると予想される業界団体を対象として、職業能力体系（モデルデータ）を整備することとした。

当該研究会の検討結果を受け実践型人材育成システム等に取り組む企業の状況や企業と求職者とのマッチングを支援する上で有効な「ジョブ・カード制度」の取組状況情報収集の結果、これまで生涯職業能力開発体系の拡充において、第1次産業について取り組んで無かったことから、全国農業会議所・（社）日本農業法人協会と協議を行った。

同協会では、農業における雇用労働力の活用を円滑にするため、新たに就業希望者（研修生）を雇用するための対策など積極的に取り組んでいることが分かった。

さらに、農業（米作・米作以外穀作農業）における職業能力体系（モデルデータ）を整備することによって、効果的な人材育成システムが構築できるのではないかとの提案をいただき、農業のなかでも基幹業種である米作業を選定した。

しかしながら、農業法人の米作農業では、他の作物を手がける場合があることから、米作以外穀作農業も併せて取り扱うこととした。なお、図表1-1に示すように、米作・米作以外穀作農業を営む農業法人の形態が多様であることから、標準的なモデルデータとするため、農業生産法人を中心に取り組むこととした。

図表 1-1 農業法人の種類

農業法人	農業生産法人 （農地必要）	農事組合法人（2号法人）	
		会社法人	合名会社
			合資会社
			有限会社
		株式会社	
	一般農業法人 （農地不要）	農事組合法人（1号法人）	
		会社法人	合名会社
			合資会社
		有限会社	
	株式会社		

出典：秋田県農林政策課「法人化支援運動マニュアル～農業経営の法人化に向けて～」法人設立編

(2) 米作・米作以外の穀作農業とは

米作農業は、日本標準産業分類において、大分類A農業・林業、中分類 01 農業、小分類 011 耕種農業、細分類 0111 米作農業に位置づけられる。主として、米（水稲、陸稲）を栽培し、出荷する事業所をいう。（図表 1-2 参照）

米作以外の穀作農業は細分類 0112 米作以外の穀作農業に分類される。主として米以外の穀物を栽培し、出荷する事業所をいう。穀物とは、米（水稲、陸稲）、麦類、雑穀（あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし）、豆類（大豆、そらまめ、いんげんまめ、小豆、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとう）などの乾燥子実をいう。

本調査研究においては、米作の他に、米作以外の穀作農業として、土地利用型の代表的作物である麦と大豆を取り扱うこととした。（第2章 図表 1～4 参照）

図表 1-2 日本標準産業分類上の農業の位置づけ

【大分類:A(農業・林業) 中分類:01(農業)】

小分類	産業分類	細分類	業種
010	管理, 補助的経済活動を行う事業所	0100	主として管理事務を行う本社等
		0109	その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
011	耕種農業	0111・0112	米作・米作以外穀作農業
		0113	野菜作農業
		0114	果樹作農業
		0115	花き作農業
		0116	工芸農作物農業
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業
012	畜産農業	0121	酪農業
		0122	肉用牛生産業
		0123	養豚業
		0124	養鶏業
		0125	畜産類似業
		0126	養蚕農業
013	農業サービス業	0131	穀作サービス業
		0132	野菜作・果樹作サービス業
		0133	耕作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業
		0134	畜産サービス業

出典:総務省 統計局 日本標準産業分類